

平成28年度 岡山県備前県民局協働事業提案募集要項

◆趣旨

岡山県では、県政の基本目標である「生き生き岡山」の実現に向けて、県民、ボランティア・NPO、企業、大学など、様々な主体と目標を共有し、協働の輪を広げ、個性豊かで活力ある地域づくりに全力で取り組んでいます。

おかやま創生の実現に向け、備前県民局では、ボランティア・NPO、企業、大学などと協働することで、相乗効果が期待できる公益性の高い事業の提案を募集し、その事業化を図ることにより、地域の諸課題に対応していくことを目的として本事業を実施しています。

ただし、本事業は、平成28年度に実施するものであることから、岡山県議会における平成28年度当初予算において、関係予算が成立することを条件とするものです。

◆募集テーマ

次の「テーマ」について事業提案を募集します。

1 指定テーマ

県民局管内の様々な課題や今後取り組む事項について設定した別紙1に掲げる8つのテーマに沿った事業

2 自由テーマ

指定テーマにあげられていないものであっても、地域における課題で、県民局との協働による取組が必要・効果的と認められる事業

◆募集事業の条件

対象事業は、上記の「テーマ」に沿ったもので、次の条件の全てを満たす協働事業とします。

- 1 公益性がある社会貢献事業であり、広く社会的課題の解決が図られること
- 2 県民局と協働することにより、相乗効果が得られる事業であること
- 3 地域住民のニーズが認められ、実施により地域住民の満足度が高まる事業であること
- 4 先進性、先駆性が認められ、他の模範となる事業であること
- 5 次の少なくとも一つに該当すること（広域性）。ただし、指定テーマについては、この条件を適用しないものがある（テーマ一覧6・7）。
 - ・ 実施場所、参加者等が備前県民局管内の複数の市町に広がりのある事業
 - ・ 事業報告会を備前県民局管内の複数の市町で開催するなど、取組成果を複数の市町に広げる仕組を持つ事業
- 6 予算見積などが適正であること
- 7 平成28年度の単年度事業であること（終期：原則として、平成29年2月末）

○対象外とするもの

次のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- ① 営利を目的とする事業（営利を目的とする事業は、社会貢献事業であっても応募の対象とはなりません。）
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ③ 施設等の建設及び整備を目的とする事業

- ④ 岡山県から他の予算により助成を受けている（受ける計画のある）事業
* その他、県の他の補助事業に応募可能な事業は、採択を見合わせる必要があります。

- ⑤ 「国、他の地方公共団体及び他団体から助成等」（以下「他団体助成」という。）を受ける計画のある事業で、他団体助成が受けられなかった場合、事業の執行ができなくなる（事業縮小、資金調達ができない）事業
* 他団体助成金額は、県民局の補助金額を超えないものとする。

◆備前県民局の経費負担

- 1 備前県民局が負担する事業経費は、提案された事業を実施するために直接必要な経費とし、提出された事業計画書や収支予算書により、各事業毎に判断します。
- 2 備前県民局が負担する経費については、次のとおりです。
 - ① 本制度においてこれまで採択されたことのない事業は、補助率10分の10とし、上限を1件につき200万円とします。（1回限り）
 - ② ①の事業を実施後、採択2回目（翌年度以降）の事業については、補助率2分の1とし、上限を1件につき100万円とします。（1回限り）
- 3 備前県民局が事業経費を負担した場合において、事業実施後に余剰金が発生した場合は、返還を求めます。
- 4 収支予算書については、担当課との事業協議により、金額の修正を求める場合があります。

◆募集期間

平成27年10月15日（木）～平成27年11月20日（金）（必着）

◆応募資格

岡山県内に事務所及び活動場所を有する団体（ボランティアグループ、NPO団体、住民団体、町内会等地域団体、企業等）で、次の要件を全て満たす団体とします。なお、個人は対象としません。

- 1 備前県民局管内で事業実施できること
- 2 5人以上の会員等で組織していること
- 3 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること
- 4 予算・決算を適正に行っていること
- 5 1年以上継続して活動しており、直近1カ年の活動報告書及び収支決算書が提出できること
- 6 提案事業を最後まで適正に実施でき、実績報告が提出できること
- 7 暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと
- 8 宗教活動や政治活動を主たる目的とせず、また、特定の公職者や政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと

※ 備前県民局管内とは、

岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町の5市2町です。

◆提案にあたって提出する書類

- 1 提出書類チェックシート（様式1）
- 2 団体の概要書（様式2）
- 3 協働事業計画書（様式3）
- 4 協働事業収支予算書（様式4）
- 5 誓約書（様式5）
《 以下、様式は任意 》
- 6 団体の定款、規約、会則等
- 7 役員、会員名簿
- 8 前年度活動報告書
- 9 前年度収支計算書
- 10 その他参考資料（団体のパンフレット等）

※ 上記のうち、1～9は提出必須書類であり、締切当日に全ての資料の提出がない場合は、審査対象外となります（ご不明な点につきましては、事前に担当までご相談ください）。

※ なお、事業実施後に「事業結果報告書」及び「収支決算書」等を提出していただきます。

◆応募手続

応募用紙に必要事項を記入し、岡山県備前県民局地域づくり推進課へ持参または郵送で提出してください。

応募関係書類は備前県民局地域政策部ホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/>

岡山県トップページ > 組織で探す > 備前県民局 > 備前県民局地域政策部
からダウンロードできます。

ダウンロードできない場合は、電話またはEメールでお問い合わせください。

◆審査・選考及びプレゼンテーション

- 1 提案趣旨等について、審査前に、備前県民局によるヒアリングを行います。
- 2 審査・選考については、有識者等により構成された「備前県民局協働推進アドバイザー会議」に諮り行います。
- 3 第一次審査は、書類審査を行います。審査を通過した提案については、備前県民局担当部所と事業内容の協議を行い、提案された事業内容についてお互いが課題や事業の進め方等を共有する作業を行います。この作業において、提案された事業計画の修正が必要になる場合があります。
- 4 提案団体と県民局担当部所で事業内容の協議が完了した提案については、第二次審査においてプレゼンテーション（平成28年2月下旬から3月頃実施予定、日時・場所は未定）を行います。提案された団体の方が参加できない場合は、審査の対象外となります。
- 5 提案事業計画については次の視点により審査を行います。

（審査の視点）

①公益性

- ・ テーマに沿った、公益性がある社会貢献事業であり、広く社会的課題の解決が図られるか。

②企画力

- ・ 先進性、先駆性が認められ、他のモデルとなるか。
- ・ 自立した取組に向けた事業計画となっているか。

③効果

- ・ 協働することにより相乗効果が見込まれるか。
- ・ 県民や地域の主体的な取組を促せるか。

④実現性

- ・ 事業の実施場所や方法、経費等は妥当であるか。
- ・ 地域のニーズを把握し、地域の協力を得られる見込みはあるか。

⑤広域性

- ・ 実施場所、参加者等が備前県民局管内の複数の市町に広がりのある取組であるか。
- ・ 事業報告会を備前県民局管内の複数市町で開催するなど、取組成果を複数の市町に広げる仕組みを持つ事業であるか。

◆提案事業の広報等について

- ・ 平成28年度事業実施について、団体の名称、事業の概要、実施状況等について、県民局のホームページ掲載、報道発表により広報します。
- ・ 提出された書類等については、原則として情報公開の対象となります。

◆協働事業協定書の締結について

協働事業の実施に当たっては、提案団体と備前県民局の双方が、互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で、実施していくことが大切です。

このため、最終選考後、事業化が決定した提案を提出した団体については、事業目的、役割・責任分担や経費負担などについて担当する部所と協議を行い、事業実施前に協定書を締結します。

なお、この協働事業協定書の締結は、平成28年4月以降に行います。

◆事業報告

事業の進捗状況等を適宜報告していただきます（中間報告、最終報告会の2回程度）。

◆事業評価

実施団体及び県民局で事業実施後、「アドバイザー会議」において事業評価、実績報告を行い、それぞれの事業について総合的な評価・助言をさせていただきます。

[提出先・問い合わせ先]

〒700-8604

岡山市北区弓之町6-1

岡山県備前県民局地域政策部地域づくり推進課 振興班

TEL：086-233-9880

FAX：086-233-9888

E-mail：bizen-kyodo@pref.okayama.lg.jp